



大山町と NPO 法人との契約に関する調査特別委員会 報告書

平成 29 年 3 月 16 日

大山町議会議長 野口 俊明 様

大山町と NPO 法人との契約に関する調査特別委員会

委員長 岡田 聰



1. 調査の目的

平成 28 年 11 月初めに新聞で報道された、大山町と NPO 法人 大山中海観光推進機構（以下「大山王国」と呼ぶ）との委託契約に関する問題について、真相を解明するとともに、これを教訓として今後の町行政の改善点やあり方など改革すべき点を明らかにする。

2. 調査の経過

大山町と「大山王国」との委託契約に関する疑惑報道について、町より事務執行監査要求が行われた。規定に基づいて大山町監査委員による特別監査が実施され、12 月 22 日付で執行部に報告、27 日の議会全員協議会において議会に説明が行われた。それによると、十分に審査されず全て 1 法人との随意契約であったこと、期限内に実績報告が提出されていないこと、大山町財務規則に反している事項があること、領収書が揃っていないこと（監査時点で 2,800 万円分）、など数々の問題点が指摘された。

それを受け大山町議会では、さらに真相を解明し今後の町行政の改善を求めるべく、平成 29 年 1 月 20 日「大山町と NPO 法人との契約に関する調査特別委員会」を設置し調査を開始した。

3. 調査方法

町長から見積書、契約書、実績報告書、領収書等、支払一覧など証憑書類の提出、「大山王国」から銀行預金通帳の写しを、職員 A（特別監査報告にならってそう呼ぶ）から自身の預金口座の取引明細表の写しを任意で提出要請し、それらの資料を調査した。

また、町長と「大山王国」理事長に質問書を送付し回答を得た。そして、「大山王国」理事長や執行部からの聴き取り、職員 A からは 3 回の聴き取りを行った。

さらに、担当課の関係課長補佐・室長からはアンケートへの協力を要請し回答を得た。

4. 調査結果

大山町が「大山王国」に委託した事業は、平成 18 年度から 28 年度まで 17 事業あり、契約金額の総計は約 8237 万円である。委託した大山町の担当幹部職員であった職員 A は、11 事業の発注に直接かかわってきた。一方、受託した「大山王国」における業務担当者は、当初から理事として参画していた職員 A であり、17 事業中 16 事業について受託業

務を行ってきた。つまり、同一人物が委託側であり、かつ、受託側として業務を行ってきたのである。

調査の結果、以下のような問題点が明らかになった。

(1) 「大山王国」側の問題点

まず、受託側である「大山王国」の問題点として、以下のような不適正な事務処理や経理処理が明らかになった。

- ① 実績報告が年度内に行われていない事業が、平成 24 年～27 年の 4 年度分あり、8 カ月～約 3 年後に遅れて行われている。なお、特別監査の時点で実績報告なしとされていた平成 23 年度の 2 つの事業については、その後、理事（すなわち職員 A）の控えにより平成 24 年 4 月 10 日の日付で実績報告書が作成されていることが判明したが、委託者には提出されてなかった。

実績報告書はすべての事業で作成されていたわけだが、実績報告の大幅な遅れにより、委託側である大山町の検査が 5 つの事業で行われていない結果となっている。

- ② 委託契約書のある事業について、領収書等の整理ができておらず、あちこちに散逸しており、領収書等が完全にそろっていない。そのため、特別監査の時点では、領収書等の金額が契約金額よりも合計で約 2800 万円少なかった。その後、議会に提出された領収書の支出一覧表によって再計算しても、差額が相当額ある。これはいわゆる使途不明金として疑念が残り、理事(職員 A)による私的流用などの疑いも残る。
- ③ 領収書等には、宛名の多くが大山王国と記載されているが、中には、宛名や日付がないもの、宛名が同一筆跡と思われるもの、宛名が「大山王国」でないものなど、不備な領収書が少なからず見られる。
- ④ 「大山王国」の預金口座から理事（職員 A）個人の預金口座に平成 21 年度から毎年度振り込まれている。これは理事（職員 A）が立て替え払いしたものとの補填額という。立て替え払いの理由は、事業の進捗、町からの委託金の支払時期のずれ、事務費超過などによるものとのことである。立て替え払いが発生することが多く、多額の場合、個人のクレジットカードで決済することも日常化していたという。（監査報告による）

しかし、任意に提出された理事（職員 A）の預金口座についての預金取引明細やクレジットカードの取引明細を見ても、事業経費なのか個人経費なのか判別がつかない。本人でさえ判別がつかないと申述している。そのため、実績報告の金額の信ぴょう性も、私的流用などについて否定している本人の申述内容も確認することができない。

いずれにしても、事業費を個人口座に振り込むこと自体が大問題であり、あってはならないことである。

⑤ 委託契約は偽装かどうかについて

昨年 11 月 1 日に初めて報道された新聞記事によると、理事(職員 A)が「町の PR 事業を米子市の NPO 法人に委託したように装い、実際は自身で実施していたことが分かった」とある。その点について述べる。

「大山王国」理事長からの聞き取りによると、理事長は大山町からの委託契約については「知らなかつた、報告を受けてなかつた」と申述している。一方、理事(職員 A)は、「報告してなかつたので理事長は事業内容を詳しくは知られなかつたと思うが、大山町からの委託があることは知つておられたと思う」と答述している。この食い違いについては、「大山王国」という組織が、理事長の決済や理事会の承認など必要なしに、それぞれの理事が受託した業務をこなしていたからと考えられる。それは、理事長が「NPO の場合、理事は代表権があるので、やつたことはまとめて報告しなかつたといふことで、契約そのものは決して偽りの契約ではないと言われるとそうです」と答述していることから推察できる。

つまり、「大山王国」では、書類の証明印として、理事長が使つてゐる丸印でも、理事(職員 A)が使つてゐる角印でも外形的には通用してゐるということである。

したがつて、大山町と「大山王国」との契約は、外形的とはいへ、成立していると言える。また、理事(職員 A)が、「大山王国」の受託者として一人で取り引きしてゐたと言える。

(2) 大山町側の問題点

次に、委託側である大山町の問題点を述べる。

- ① 発注者側としての職員 A が理事として受託業務をしていたために、取引先との交渉や事業費の銀行への出し入れなどは勤務時間中に行わなければならず、全体の奉仕者としての公務員の職務専念義務に明らかに違反する行為が繰り返されてきた。(監査報告による)
- ② 期限内に実績報告書を提出しないという契約条項を守らないような法人と継続して随意契約を結んできたことは、随意契約について十分な審査が行われなかつた不適切なものであった。(監査報告による)
- ③ 平成 26 年度までは大山町財務規則に反して概算払いをしてきた事業があつたり、概算払いの精算が行われていないのに次の概算払いが行われたりしてきた。(監査報告による)
- ④ 「大山王国」は実績報告書を期限内に提出しないといううざさんな事務処理を繰り返していたにもかかわらず、大山町は何ら措置をせず見過ごしてきた。
- ⑤ 「大山王国」の実績報告が年度内に行われなかつたため、担当課内での実績報告の検査が行われなかつたものが 4 カ年度、5 事業ある。これらについて、監査報告にもあるように、厳格な証憑書類の検査をしたうえで、概算払いの精算をしなければならない。しかし、いまだ検査が完了しておらず、明らかに怠慢である。
- ⑥ 検査が行われた事業であつても、検査調書には「大山王国」理事長が検査に立ち会つたと書いてあるが、実際には立ち会つておらず、検査調書が事実に反したものもあつた。(監査報告による)
- ⑦ 実施された検査であつてもそれは不十分なものであったと思われる。この点については、職員 A のかつての同僚職員からのアンケートにある「検査をする担当課職員も、仕

事と『大山王国』との区別がつかず、上司の指示で動いていたこともあり、第三者的な検査はできていません」とか「大山王国との契約案件について検査態勢は機能していなかつたと思う」との回答からも裏付けられる。

以上述べてきたように、受注した「大山王国」と発注した大山町の両者にずさんともいえる不適正な事務・経理の処理が長年行われてきた。その要因は、同一人物が委託と受託を兼ねていたことにある。そのために、委託した担当課として厳格に実施しなければならない実績報告の検査がいい加減になったり、実績報告が出されてないのに督促ができなかつたりしたのである。

また、後追いで処理しても未だにそろわない領収書等があり、領収書等の合計が契約金額の合計に満たない「使途不明金」が多額に上ることは重大視しなければならない。

職員 A は、「大山王国」理事として業務内容自体は行っていたとはいえ、「大山王国」や大山町行政の信用を失墜させた責任は重大である。また、それがチェックできないまま事業を継続してきた町行政のあり方も大きく問われなければならない。そして、議会も結果論として責任があり、チェック機能を強めなければならない。

5.まとめ（今後の改革と問題の処理）

以上の調査結果を踏まえて、この問題の処理はどうすべきか、不適正な事務処理や経理処理を発生させないために、これから行政をどう改善・改革し、公正な行政運営に努めるべきか提言する。

- ① 問題が起こった大きな要因は、委託側の担当課職員と受託側の担当理事が一人二役で業務をしていたことにある。これは本来やってはならないことであり、今後、委託事業に当たってはこのようなことは絶対にあってはならない。
- ② もう一つ大きな要因として、同一職員が 10 年以上も同様な部署に所属していたことがあげられる。職員 A は観光業務、企業誘致、地方創生など多方面に人脈が多く、仕事ができ信頼できるという誤認のもとに、例外的に異動がなされなかった。そのために、職場内が風通しの悪い、進言・提言・相談もできにくい雰囲気になったと考えられる。適度な人事異動、新陳代謝が必要である。また、職場内の問題点や改善策を上部へ提言できる制度も考慮する必要がある。
- ③ 担当課の課長補佐・室長からのアンケートに「常に上司から『ほう・れん・そう』を求められ、報告・相談に努めている反面、明快な回答や説明を果たしてもらえないことが多い」とあるように、今回の事象でも、早い段階で職員へ何らかの説明が必要だったのではないか。
- ④ 8 年もの間、不適正な事務・経理処理があったにもかかわらず、問題点として取り上げ対処できなかつたのはなぜか。今回の問題は大山町行政の不十分さの反映でもあり、チェックが十分機能する態勢を構築しなければならない。
- ⑤ 隨意契約の審査は厳格に行う必要がある。委託業務終了後には検査において実績を厳格に評価し、前例踏襲という安易な判断はすべきでない。

- ⑥ 大山町財務規則に違反した行為が多い。職員の財務に関する研修を行うなど、財務規則を守る必要がある。また、概算払いを行った場合、最終的には実績報告書と精算書の作成が必要である。
- ⑦ 契約事務にかかるガイドラインや、検査要綱・検査マニュアルなど必要である。
- ⑧ 職員の兼職及びその業務内容については、報告義務を徹底する必要がある。
- ⑨ 役場各部署の業務量の均衡は適正であるか、検討が必要である。
- ⑩ 公金を扱う行政職員は、行政の基本に立ち返って、経理や事務の処理においては適正な業務を遂行すべきである。

以上、10項目の指摘事項については、早急に解決策を構築し実行されたい。
これ以上の解明は困難であるため、残された疑問点については、今後、行政の責任で解明して、公表し、解決されたい。

